

日本戦略投資ファシリティ
実施要領骨子

1. 対象案件

我が国が経済・国家安全保障上利益を得られるような強靱なサプライチェーンの構築等に係る以下の案件（※）

- (1) 半導体、医薬品、鉄鋼、造船、重要鉱物、航空、エネルギー、自動車、先端領域（AI/量子）
- (2) その他経済・国家安全保障上重要な案件

（※）我が国の経済・国家安全保障上の観点から適切でない案件（我が国の制裁対象国における案件、同盟国・同志国等の連携の観点から支障が生じ得る案件を想定）を除く。

2. 通貨：米ドル・ユーロ・円・その他通貨（個別に決定。）

3. 融資割合：

協調融資総額の6割以下。但し、以下の場合は、協調融資総額の7割以下。

- ① 借入人が中堅企業・中小企業者（株式会社国際協力銀行業務方法書に規定するもの。以下同様）又は中堅企業・中小企業者が出資する外国法人等の場合は融資総額全体の7割以下）
- ② 資源案件（国内貸を除く）

4. 融資保証契約調印期限：2029年3月末日

5. その他条件：個別に決定。